

病気以外のリスクが高い高齢者！日常生活の危険に備える保障

ケガ・熱中症保障

- 89歳まで新規加入可能
- 高齢者でも手厚い入院共済金だから、
89歳まで日額10,000円を保障
- 熱中症と診断された時点で診断書作成費用と併せて合計15,000円支給



月掛金		1,300円	
保障対象年齢		1歳～89歳	90歳～94歳
ケガ・熱中症死亡共済金	不慮の事故、もしくは熱中症により亡くなった際に支払い	200万円	80万円
ケガ・熱中症後遺共済金	1～14級 不慮の事故、もしくは熱中症により障害が残った場合	最大200万円	最大80万円
ケガ・熱中症入院共済金	1～60日 不慮の事故、もしくは熱中症により入院した際に支払い	日額1万円	日額0.4万円
熱中症診断見舞金	熱中症と診断された時点で支払い	1万円	1万円
診断書作成費用	上記保障にかかわる診断書を 医師に作成していただいた際に一時金を支払い	0.5万円	0.5万円

1. 89歳まで新規加入可能！！

高齢になると保険に加入することが難しくなりますが、ケガ・熱中症保障は89歳まで加入可能（更新は94歳）です。

2. 熱中症と診断された時点で15,000円支給！！

熱中症と診断されて、医師による診断書等の必要書類がそろった時点で、入院の有無を問わず15,000円をお支払いします。
（熱中症診断見舞金：10,000円＋診断書作成費用：5,000円）

3. 手厚い入院共済金

共済の商品は、高齢者はどうしても共済金を低く設定されることが多いですが、ケガと熱中症に絞ることにより、89歳まで1日当たり10,000円の入院共済金をお支払いします。

4. これだけ手厚い保障がついて月額1,300円

月額1,300円で、94歳までしっかり保障します。

月額共済掛金： **1,300** 円/月

新規加入可能年齢：満1歳以上～満90歳未満の健康な方

更新年齢：満95歳未満 ※95歳を迎えた後にくる更新日の前日まで

共済掛金支払い方法：クレジットカード払い、もしくは口座振替払い

責任開始日：不備のない申込書の受領日または告知書の受領日のいずれか遅い日の翌月1日

年齢が
上がっても
掛金は上がらない
んだっぽ！



ユニヴァ共済協同組合

〒106-0032 東京都港区六本木3-16-35 イースト六本木ビル2F
ユニヴァ共済協同組合ホームページ： <https://univakyosai.jp>



LINE友だち追加はこちら



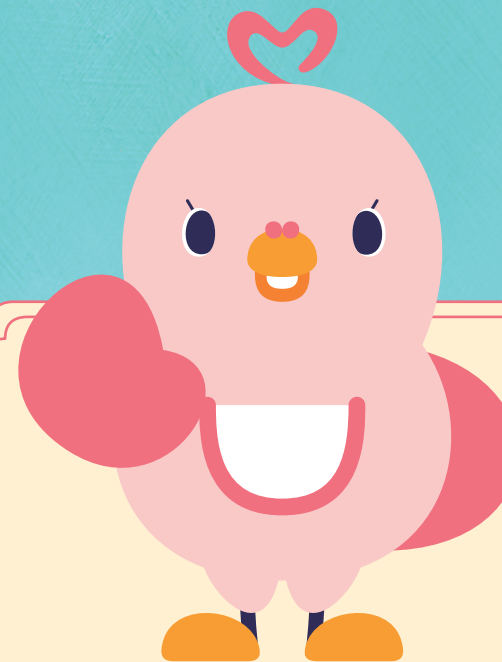
- お問い合わせ先【受付時間：平日10:00～17:00 ※土・日・祝日/夏季休暇/年末年始を除く】
- お申込・お手続きに関して/ TEL：0800-888-8877（音声ガイダンス後に「3」を選択）
 - 共済金のご請求に関して/ TEL：0120-625-367

2024.04

みんなで、ささえあう。

ユニヴァ共済

日常生活の
リスクに備える
ケガ・熱中症
保障

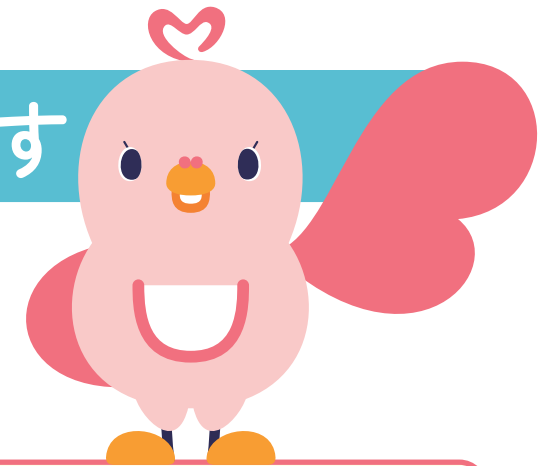


ユニヴァ共済キャラクター
ユニポップ

ユニヴァ共済協同組合は、
中小企業等協同組合法に基づいた協同組合である為、
ご加入いただけるのは、食料品の無店舗小売業を行っている法人、
もしくは個人事業主のどちらかとなります。
その為、開業をしていない個人の方は加入する事は出来ません。
ご了承のほど、よろしくお願いいたします。
詳しくは、ユニヴァ共済協同組合までお問い合わせください。

ユニヴァ共済協同組合

ケガ・熱中症保障はお客様の日常生活におけるケガを保障します

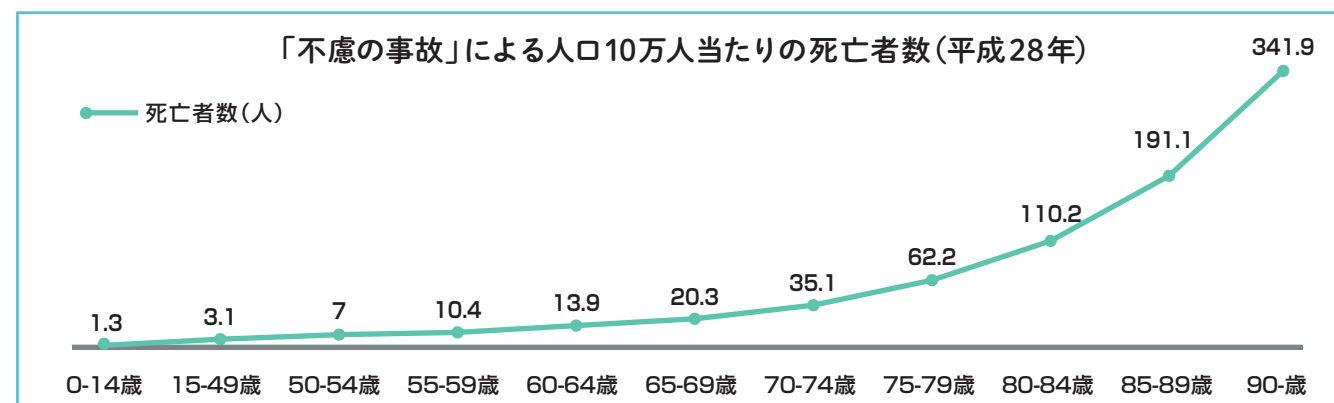


ユニヴァ共済のケガ・熱中症保障は病気以外のケガや不慮の事故など
リスクの高い高齢者も保障します！



病気以外のケガやリスクの高い高齢者！

高齢者のリスクは、病気だけではなく、日常生活にも危険がいっぱいです。
不慮の事故により亡くなる方は、65歳以降急増します。

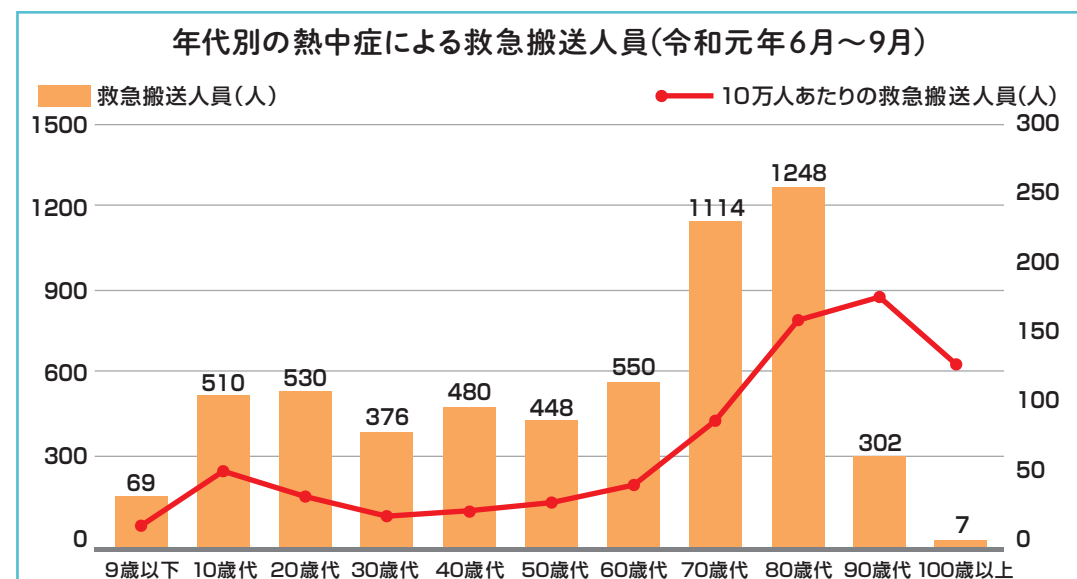


出典：消費者庁「高齢者の事故の状況について」



熱中症の4割は屋内で発生しており、65歳以降に急増します！

高齢になると熱中症リスクが急増し、また熱中症による救急搬送者の4割が屋内で発生しています。



出典：東京消防庁発表資料

室内でも
熱中症に
なるんだっぽ！



ケガ・熱中症保障ってどんなときに支払われるの？

被共済者が、**急激かつ偶然な外来の事故**によりケガ(骨折、やけどなど)で入院をした場合に、共済金をお支払いします。 ※熱中症の場合、診断された時点で、一時金が支払われます。

急激・偶然・外来とは？

急激

突発的に発生することを意味します。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく「事故が突発的で、ケガ発生までの過程において時間的間隔のないこと」「事故の発生が被共済者にとって予測・回避できないものであったこと」をいいます。

偶然

予知されない出来事をいいます。「事故の原因または結果の発生が被共済者にとって予知できない、被共済者の意思に基づかないこと」を意味します。「原因の発生が偶然である」、「結果が偶然である」または「原因・結果とも偶然である」のいずれかであることを必要とします。

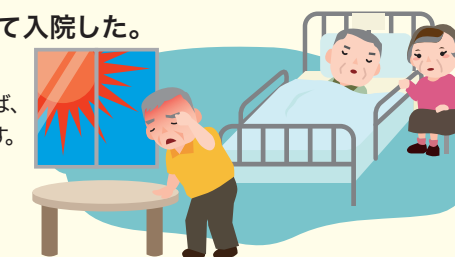
外来

事故の原因が「被共済者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」をいいます。

共済金が支給されるケース

■熱中症と診断されて入院した。

熱中症は、医師から診断されていれば、お支払いの対象となります。



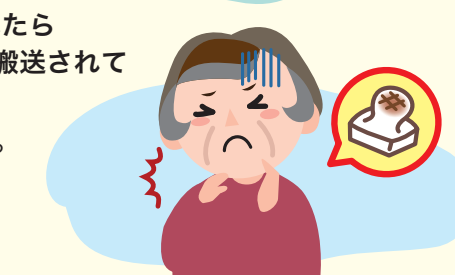
■孫と遊んでいたら転んで骨折してしまい入院した。

つまずいたことによる骨折での入院はお支払いの対象となります。



■お正月に餅を食べたらのどに詰まって緊急搬送されて入院した。

のどが詰まったことによる入院はお支払いの対象となります。



共済金が支給されないケース

■重い荷物を持ってギックリ腰になった。
ギックリ腰・腰部捻挫・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発痛の原因にかかわらずお支払いの対象となりません。

■入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った。
疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象とはなりません。

■入浴中にヒートショック現象を起こして溺死した。
ヒートショックは、温度変化により、血圧が急激に変化したために脳や心臓などに異常をおこす現象です。つまり疾病が原因となるため、お支払いの対象とはなりません。

■膝の痛みが引かず病院へ行ったら医師に「変形性膝関節症」と診断された。
関節症(膝関節症、肩関節症など)は、ある部位が年齢とともに変形して発症するものであり、ケガに該当しません。よって支払いの対象とはなりません。